

平成30年度 ハイブリッド車等の点検整備の高度化による省エネ推進事業 (スキャンツールを活用した省エネ推進事業)



現在故障

故障内容

P0100

エアフロメータ断線

B: 一覧

レディネスコード \$18DAF110

1 失火モータ	完了
2 燃料システムモータ	完了
3 総合コンピュータモータ	完了
4 触媒モータ	未完了
5 加熱触媒モータ	未検出
6 エバポシステムモータ	未完了
7 2次エアシステムモータ	未検出
8 A/Cシステム冷媒モータ	未完了

表示切替 計測停止 項目選択 終了

1. 目的	1
2. 補助対象設備	2
3. 補助対象事業者	3
4. 補助率及び補助金限度額	4
5. 補助事業の公募	5
6. 補助事業の開始	6
7. 実績報告及び補助金額の確定	10
8. 実績データの取得・報告	12
9. 補助金の支払い	15
10. 補助金の支払い以降の対応	16
11. スケジュール	18
12. まとめ	20
13. 【参考】過去の補助における不備事項の代表例	21

1. 目的

○トラック・船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金

○ハイブリッド車等の点検整備の高度化による省エネ推進事業

(目的)

トラック・船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金のうち、自動車整備事業者の整備能力向上による使用過程車の省エネ性能維持を目指すため、PC等に整備情報を出力可能なスキャンツールの導入に必要な経費の一部を補助することを通じて、自動車整備事業者が燃費悪化の要因となっている車両の不具合・劣化の発見・是正を可能とするとともに、その情報を収集・分析し、その結果を整備事業者に提供することで、整備事業者による積極的な整備を促進することを目的とする。

2. 補助対象設備

性能要件

パシフィックコンサルタンツ株式会社(以下、PCKK)が選定した次に掲げる性能を全て有するもので、自動車メーカー2社以上に対応しているもの。

以下の全ての性能要件を有すること。

■システム要件

- ① 主要システム(パワートレイン、AT/CVT、ABS/ESC、SRSエアバッグ)及びハイブリッドシステムに対応(J-OBD IIでは、パワートレイン、AT/CVTに対応)
- ② 上記以外のシステムを追加できる拡張機能

■機能要件

- ① DTC(故障コード)の読取・消去機能
- ② 作業サポート機能またはアクティブテスト機能
- ③ データモニタ機能
- ④ フリーズフレームデータの読取機能
- ⑤ J-OBD II情報の読取機能

■データ出力要件

スキャンツール本体、メモリーカード等に、下記の診断結果等をPC等で検証できる標準形式でデータ出力できるものであること。

※ 標準形式: Microsoft Excel、CSV、テキスト、PDF形式(テキスト情報入り)

- ① 診断した年月日
- ② 診断した車両の車両番号(ナンバー)又は車台番号
- ③ 診断した車両の型式
- ④ 診断した車両において、DTC(故障コード)が検出された場合のDTCコード名及びその定義



**補助対象スキャンツールは、
PCKKのホームページで
補助対象機器一覧として
公表**

<http://www.pacific-hojo.jp/>

3. 補助対象事業者

補助対象事業者

- ①道路運送車両法第78条に定める認証を受けた「自動車分解整備事業者」
- ②道路運送車両法第94条に定める認定を受けた「優良自動車整備事業者」
- ③自社が保有する**自動車関連施設**において自動車の点検、整備又は修理を含む事業を行う者であって、道路運送車両法第55条に基づき国が実施する**自動車整備士技能検定に合格した者が当該施設に配置されているもの**

申請時

③を今年度事業で追加！

①②での申請の場合

- ・**認証書、指定書または認定書(写)**を事業場毎に提出すること。
※認証書等を紛失 → 運輸支局にて証明書の交付申請を行い写しを提出すること。

③での申請の場合

- ・**自動車整備士が配置されていることの証明書類**を施設毎に提出すること。
※自動車整備士の証明：**自動車整備士技能検定合格証明書(写)**または**自動車整備技能者手帳(整備士手帳)(写)**等
※配置の証明：当該自動車整備士の**直近の給与台帳(写)**や**給与明細(写)、名刺(写)**等(なお、当該自動車整備士が補助金交付申請書(様式第1別紙2)に記載されている者である場合は添付不要)

1事業者の1事業場につき、複数台の導入可

したがって、

- ・複数のスキャンツールを保有している事業場も申請が可能。
- ・過去に補助金の交付を受けている事業場も申請が可能。

point

4. 補助率及び補助金限度額

公募予算額

約1.6億円

補助率

補助対象経費の1/3以内

限度額

1事業場あたりの上限額は15万円

※2事業場の申請をした場合は、
1台15万円×2事業場＝合計30万円

公募予算オーバー

補助申請の合計額が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募を終了した上で、申請書提出時の消印日を基準とした先着順で採択する等の場合がある。

※ 公募途中の締切実施時には、PCKKホームページで発表。

5. 補助事業の公募

公募の申請

公表期間

公募期間：約3ヶ月

PCKKホームページより申請様式をダウンロードし、
記入・入力した申請書類をPCKKに郵送する。

PCKK補助事業ホームページ：<http://www.pacific-hojo.jp/>

【申請書類】

- ① 交付申請書(様式第1) ※実印押印が必要
- ② 交付申請書(様式第1別紙、別紙2)
- ③ 対象となる事業場毎に、認証書・指定書・認定書、又は自動車整備士が配置されていることの証明書類のいずれかの写し
- ④ 対象となる事業場毎に、**2社以上**から取得した見積書※
(公募要領公表日以降の見積書)
※購入を希望するスキャンツールを補助対象機器一覧から選定し、
機器販売会社2社以上からの見積書を取得
- ⑤ 返信用封筒(定型封筒[長形3号]、返信先を明記、**切手貼付不要**)

平成30年7月24日(火)
～10月31日(水)

※消印有効

※応募資料は、郵送によること。(直接持参や宅配便は不可)

不正行為の禁止！

※本補助金の代理申請行為は禁止されている。

※応募にあたっては

7月23日以前の消印日の書類は無効。日付の確認を！

point

補助対象一覧にない機器の購入を申請する場合は、その機器の性能が補助要件を満たすことが確認できる書類(カタログ等)を添付すること。
但し、要件を満たさないと審査された場合は、補助は交付されないことに注意。

6. 補助事業の開始

交付決定通知後、申請したスキャンツールを購入

見積り、発注については交付決定日以降に実施すること。

但し、発注時に有効期限内であれば、交付決定前の見積りの利用も可

※機器の遡及：交付決定日以前に購入したスキャンツールの申請は認めない。

※プリンター、ライセンス更新料等のオプション品は補助対象外

point

- ・スキャンツールの購入にあたっては、複数業者から同一機種の見積りを取得し、最低価格を提示した者から購入することが原則。
- ・競争入札を行い複数業者から同一機種の見積りを取得することも可。
※但し、競争入札は交付決定日以降に実施すること。
※原則、支払は現金又は金融機関振込で平成30年12月17日までにを行うこと。

仕様→複数業者の見積り又は競争入札→発注→納品→検収→支払の手順に従ってそれぞれの書類を整理しておく。(5年間の保存が必要)

複数の見積りを取れなかった場合、又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした理由書が必要となる。

6. 補助事業の開始（購入するスキャンツールの変更）

購入するスキャンツールの変更は可能だが、
購入金額が上がっても、交付決定された補助額は増額されない

変更する場合は、必ずPCKKへ連絡の上、計画変更承認申請（様式第4）を提出

point（複数事業場の場合）PCKKに計画変更承認申請を提出すれば、
事業場間での交付決定額内の費用の配分変更が可能

勝手に機器を変更した場合、申請時提出書類による変更後の機器の確認ができないため、補助金を交付できない可能性もある。

6. 補助事業の開始（中間報告の実施）

支払手続きを円滑に行うため、PCKKの指示する期日までに以下の書類等を提出

※提出方法等は後日PCKKより指示有り
（提出期限は10月上旬～12月上旬頃を予定）

point

【提出物】

- ①事業場毎の支払領収証書(写)
- ②事業場毎の納品書(写)又は請求書(写)
- ③購入したスキャンツールの写真1枚以上

※撮影条件:

スキャンツール本体、シリアルナンバーと、
事業場名が分かる名刺や認証書等と一緒に写っていること

- ④振込口座事前連絡書

振込口座事前連絡書のイメージ (昨年度版)

補助事業者の皆様

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社
常務取締役本社長 松井 弘

平成27年度省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金
振込口座事前連絡のお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、交付決定いたしました平成27年度省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネルギー型陸上輸送実証事業（スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業））を貴社に振り込むに当たり、振込先金融機関を下記の通りご記入の上、郵送、もしくはメール、ファックスにて**1次公表：平成27年10月13日（火）、2次公表：平成28年1月8日（金）**までにお知らせいただけますようお願い申し上げます。

なお、この度の振込口座事前連絡のお願いは、今後のスケジュールを勘案し、精算払請求書の受領後速やかに補助金を交付する目的でお願いしております。ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

【振込口座事前連絡】

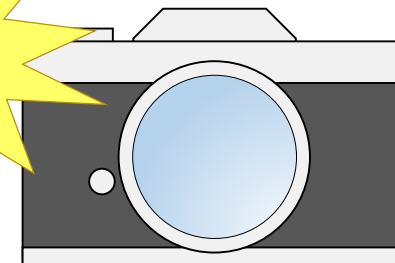
金融機関名	銀行 ・ 金庫 ・ 組合			
	銀行コード			
支店名	本店 ・ 支店 ・ 出張所			
	支店コード			
預金科目	普通 ・ 当座			
口座番号				
口座名義 (カナ)				
(漢字)				
交付決定番号	第		号	
連絡先電話番号				

注1) 補助事業者の口座であること
注2) 個人事業主は口座名義に必ず個人名が入っていること

6. 補助事業の開始（中間報告の実施）

購入したスキャンツールの撮影方法

point



事業場名称が分かる
名刺や認証書など

〇〇自動車 株式会社
〇〇オート 仙台整備工場
工場長 仙台 太郎
仙台市宮城野区本町〇〇〇
TEL 000-000-0000
FAX 000-000-0000
email XXX@XXXX.co.jp

シリアル番号



〇〇自動車 株式会社
〇〇オート 仙台整備工場
工場長 仙台 太郎
仙台市宮城野区本町〇〇〇
TEL 000-000-0000
FAX 000-000-0000
email XXX@XXXX.co.jp

事業場名称が分かる
名刺や認証書など

スキャンツール本体

提出する写真の例

7. 実績報告及び補助金額の確定

実績報告

【補助事業完了日とは】

スキャンツール導入後**15日間以上又は20台以上**に使用し、かつ**データ取得を完了**した日、又は**平成30年12月17日**のいずれか早い日をいう。

⇒補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内、又は平成30年12月18日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書をPCKKに提出

【提出書類】

- ①支払領収証書(写) ※提出済みの場合は再提出不要
 - ②補助事業実績報告書(様式第9)
 - ③収支明細表(様式第9別紙)
 - ④返信先を記入した返信用封筒(切手不要)
 - ⑤**実施状況報告(総括表)**
 - ⑥**診断データ**
 - ⑦取得財産等管理明細票(様式第15) ※機器単価50万円以上のみ
- 電子ファイルで提出
メール添付やメディア郵送

送付

【PCKK】

提出された補助事業実績報告書の審査を行う
※必要に応じて現地検査を行う

審査OK

補助事業者には「**交付金額確定通知書**」が送付される

point

※平成30年12月17日までにDTCが検出されない場合でも12月18日までに実績報告書の提出が必要です。

※この場合、平成30年12月18日以降もDTCが検出できるまで継続し、データを報告する義務があります。

7. 実績報告及び補助金額の確定(実績報告書 様式第9別紙 収支明細表)

収支明細表

補助対象 経費の区分	交付決定額	
	補助対象経費 A	補助金の額 B
設備費	890,000	270,000
(内訳)		
事業場 1	530,000	150,000
事業場 2	180,000	60,000
事業場 3	180,000	60,000
合計	890,000	270,000

収入	決算額				差引	備考
	補助金の収入額	補助対象経費 D	補助率 E	補助金の額 F		
0	800,000	800,000		266,000		
0	440,000	440,000	1 / 3	146,000		
0	180,000	180,000	1 / 3	60,000		
0	180,000	180,000	1 / 3	60,000		
0	800,000	800,000		266,000		

A : 交付決定通知に記載された金額

B : Aの1/3の金額
(千円未満切り捨て)

C : 実際に支払った金額

D : AとCのいずれか低い方の金額

E : 1/3と記入

F : Dの1/3の金額を記入
(千円未満切り捨て)

8. 実績データの取得・報告（総括表）

実績報告書には、スキャンツールを使用した車両数、検出したDTC及びコード定義等を事業場毎に入力した「**実施状況報告(総括表)**」とスキャンツールから出力された「**診断データ**」を提出する。
 なお、スキャンツールの納入日以降で15日以上または20台以上に使用し、かつ1件以上のDTCが検出されるまでデータ取得を継続することが必要。

※データ取得期間を確実に15日以上確保するためには、実質、平成30年12月3日までにスキャンツールを購入する必要がある。

※平成30年12月3日までに購入できない場合は、PCKKに連絡して指示を仰ぐこと。

point

【総括表 記載事項】

- ・検証期間
- ・スキャンツールを使用した車両台数
- ・使用したスキャンツールの型式等

記載例

総括表イメージ

1. 補助事業者情報

交付決定番号	12345		
補助事業者名	〇〇自動車株式会社		
事業場名	〇〇自動車仙台整備工場		
検証期間	開始	平成30年	8月28日
	終了	平成30年	9月15日
スキャンツールを使用した台数	24	台	

※上記の検証期間とスキャンツールを使用した車両台数は、15日以上または20台以上かつ1件以上のDTCが検出されていること。期間内に得られた全ての車両の診断結果等のデータ(スキャンツールから出力されたデータであって、出力要件に揃える内容を含むものに限る)

2. 使用したスキャンツールの型式等

メーカー名	(X)	△△オートツール
名称・型式	(B)	XST〇〇
品番	(3)	1000-002
ソフトのバージョン	(-)	-(-)

検証15日以上
or
車両20台以上
(かつDTC1件以上)

※()内に「補助対象機器一覧」に示されたコード番号を記載すること。

8. 実績データの取得・報告（診断データ）

【診断データの報告内容】

下記①～④の内容を含む全ての車両の診断データを提出。

- ①車両を診断した年月日
 - ②診断した車両の車両番号(ナンバー)又は車台番号
 - ③診断した車両の型式
 - ④検出されたDTC(故障コード)及びその定義
- DTC 1件以上の検出が必要！
- 診断した全車両のデータを取得・提出
※DTC検出が無い故障なしの車両も
記録・提出が必要！

標準形式の提出について

- ・標準形式とは、Excel、CSV、テキスト、PDF形式
※但し、PDFについてはテキストデータを取り出せる形式で保存すること。
- ・電子メールに添付して提出 or CDやメモリーカード等の外部メディアに記録・提出
※標準形式での保存・出力方法等(パソコンの操作方法等を含む。)は、PCKKにて答えられないため、機器メーカーの取扱説明書等を参照すること。

point

※標準形式での保存・出力方法など、操作方法を良く確認してから検証を開始すること。

⇒ 昨年度事業では、導入機器の取扱に不慣れなため、データ保存ができなかった等により、データ提出が遅れる事例が多数あり。

8. 実績データの取得・報告 (DTC)

参考:DTC(故障コード)とは

DTC(故障コード)とは

DTCは、システム別(B、C、P、U)に分類され、個別故障ごとにコードが定義されている

【DTCの例】

DTC

DTCの定義(内容)

対象システム

- B**: ボデー系
(エアバッグ、シートベルト、
エアコン等)
- C**: シャシ系
(ブレーキ、電動パワステ、
車両安定制御装置等)
- P**: パワートレイン系
(エンジン、トランスミッション、
HVバッテリー等)
- U**: ネットワーク系
(各ECU間の通信等)

P 0 1 3 1

— O₂センサー回路低電圧

故障の大区分

0から9及びA~Fの英数字(16進数)

- P01XX**
燃料、吸入空気計測の故障
- P02XX**
燃料噴射系の故障
- P03XX**
点火システム、失火故障

故障の詳細

0から9及びA~Fの英数字(16進数)

- P0121**
スロットルポジションセンサー回路不良
- P0141**
O₂センサーヒーター回路
- P0151**
O₂センサー回路低出力

9. 補助金の支払い

精算払請求書(様式第12)の提出

補助事業者は、「**交付金額確定通知書**」受領後、「**補助金精算払請求書**」をPCKKに提出する。

補助事業者

【提出書類】

①補助金精算払請求書(様式第12)

※記載内容は正確に！！

送付

PCKK

【補助金の支払い】

補助金精算払請求書の受領後、
補助事業者に補助金を交付する。

補助事業者の
指定口座に入金

指定口座に振り込み

10. 補助金の支払い以降の対応

取得財産等の管理

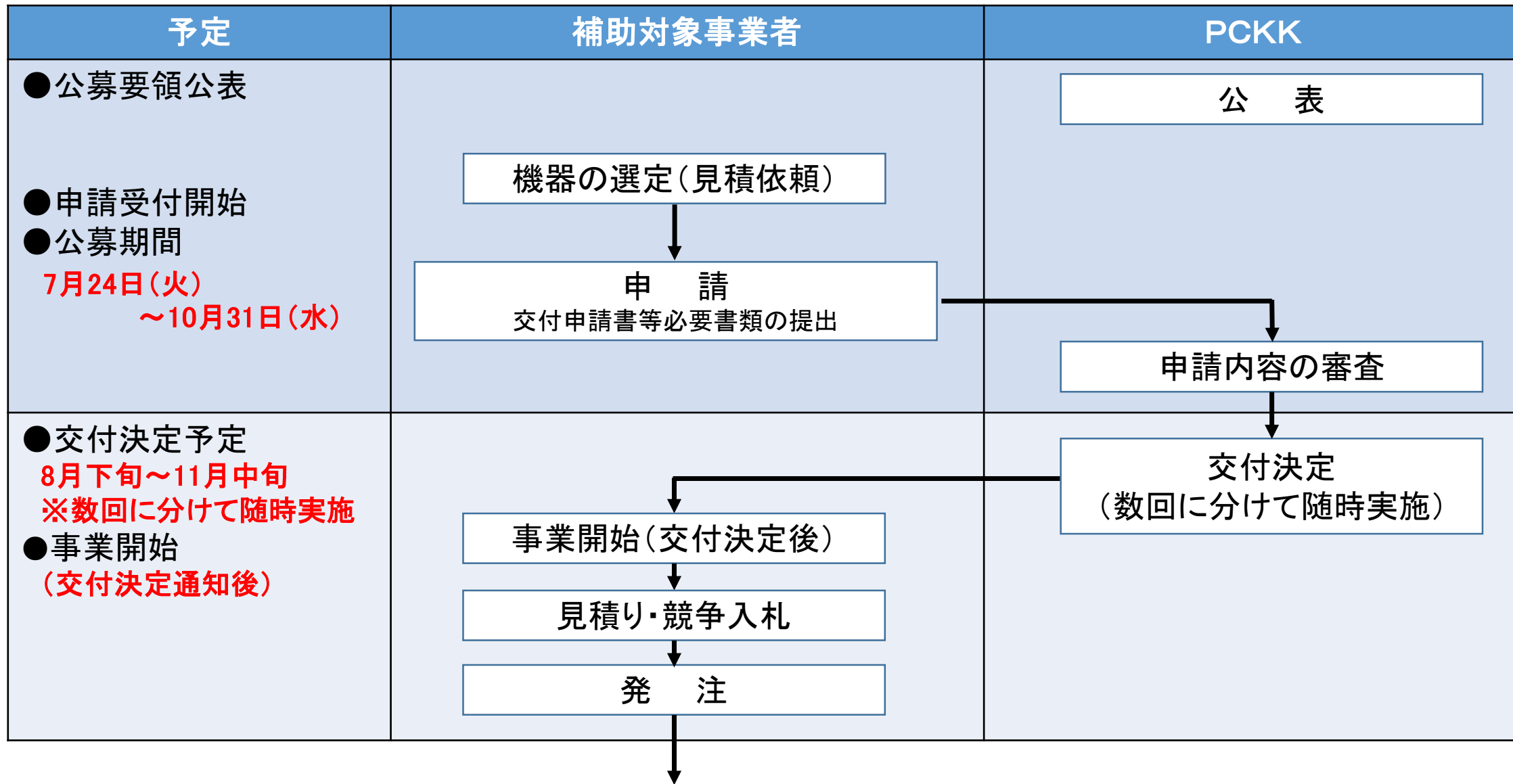
補助事業の完了後においても補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下、「取得財産等」という)について、省エネルギー事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

- ⇒ 翌年度以降も、診断データ等の提出を求めることがある。
- ⇒ 単価が50万円以上の機器を5年以内に処分をする場合は、PCKKの承認を受けること。
また、実績報告時に取得財産等管理明細表(様式第15)の提出が必要。

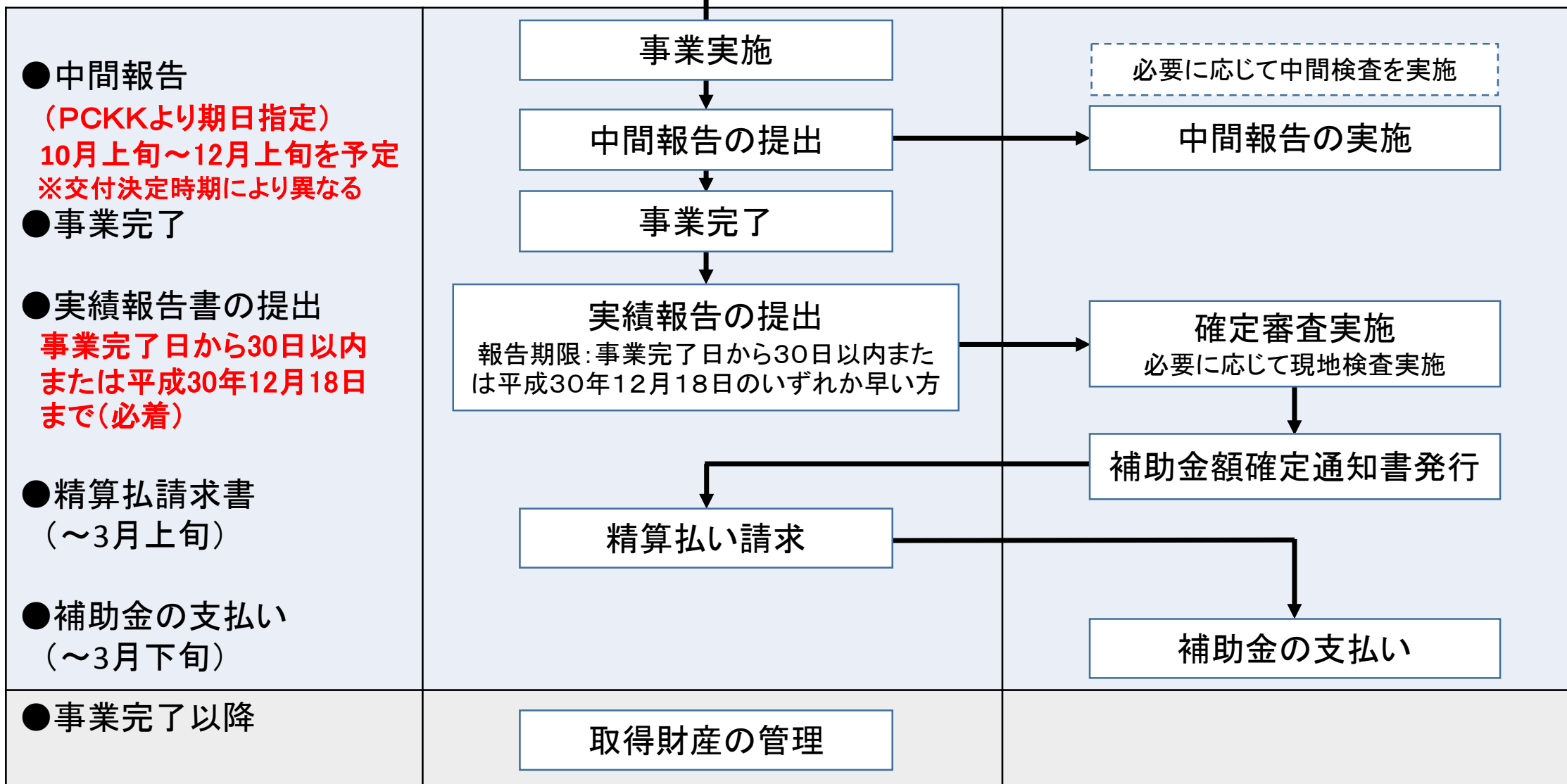
point

- ※ 単価が50万円未満の機器にあっても、補助金事業の完了後少なくとも5年間は、導入した機器の管理及び補助金関係の書類の保存が必要です。
- ※ なお、場合によりPCKKによる調査及び会計実地検査への対応が必要です。
- ※ また、補助金を用いて導入した機器の管理及び資金の動きについては、帳簿や証拠書類を整理し、常にその収支を明らかにしなければなりません。

11. スケジュール



11. スケジュール



12. まとめ <平成30年度補助事業の改正点>

今年度公募では、下記の通りの改定を行います。

①補助対象事業者の拡大

自動車整備士が配置されている自動車関連施設の申請も可。

⇒「自動車整備士の証明」+「施設に配置されている証明」の2種類で確認

②データ出力要件の厳守

標準形式の電子ファイルでの提出必須。

⇒標準形式: Microsoft Excel、CSV、テキスト、PDF形式

※PDFについては、テキストデータを取り出せる形式で保存すること。

13. 【参考】過去のスキャンツール補助における不備事項の代表例

補助金交付申請書(様式第1)及び補助事業実績報告書(様式第9)

【申請書・添付書類の不備】

- ①住所若しくは氏名が未記入、加えて押印漏れ
- ②申請書と実績報告書で異なる住所
- ③別紙に記載したスキャンツールの型式と見積書の同一性が確認できない
- ④見積書と申請書、領収書と実績報告書の金額が一致していない
- ⑤宅配便での申請書提出のため受理できない(申請書は信書！)

13. 【参考】過去のスキャンツール補助における不備事項の代表例

その他

- ①提出期限を過ぎても、実績報告書等を一切提出しない
- ②記載された連絡先に電話しても誰も出ない
(営業電話対策用のダミーの連絡先を記載してあった)
- ③交付申請時と異なるスキャンツールを、無断で購入していた
(PCKKへの事前連絡や計画変更申請を提出していない)
- ④申請書類の控えを一切保管していない
(申請書類の内容確認の電話をしても、一切理解されない)
- ⑤機器販売店や整備商工組合と、直接話して欲しいと言われる
(PCKKは申請者としてしか話ができない)

補助申請の円滑な審査作業に、ご協力をお願いいたします。

 パシフィックコンサルタンツ株式会社



国土交通省